

小規模修繕契約希望者登録制度について

1. 制度について

豊橋市では、建設業許可を受けていない方は豊橋市が発注する建設工事にかかる入札参加資格審査申請ができません、建設工事等の受注ができません。

そこで、本制度は、建設業許可を受けていない方を対象に登録していただき、豊橋市の発注する小規模かつ軽易な修繕を発注することで、市内の小規模事業者の受注機会を設けようとするものです。

(建設業許可を受けている方でも申請は可能です。)

2. 登録の資格について

豊橋市内に主たる事業所(本店、本社)を有する法人、又は、個人。ただし、次に該当する方は、登録することができません。

- (1) 精神の機能の障害により小規模修繕を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 豊橋市建設工事等入札参加業者登録名簿に登載されている者
- (4) 希望業種を履行するための必要な資格、許可等を有しない者
- (5) 登録申請までに市税を完納していない者
- (6) 「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成26年3月26日付け豊橋市長・愛知県豊橋警察署長締結)に基づく排除措置を受けている者

3. 対象となる修繕

内容が軽易であり、履行の確保が容易であると認められる50万円以下の修繕が対象になります。

4. 登録申請の方法

(1) 受付期間

令和6年3月1日(金)から令和8年3月31日(火)
(ただし、土・日曜日、祝日、年末年始期間は除く。)
午前8時30分から午後5時15分

(2) 受付場所

豊橋市役所 契約検査課 (東館3階)
(郵送又はファクシミリ等での申請は不可)

(3) 申請書の配布

契約検査課の窓口又はホームページから入手できます。

- ・ホームページアドレス

<http://www.city.toyohashi.lg.jp/57726.htm>

(4) 申請に必要な書類

1	小規模修繕契約希望者申請書	原本
2	登記簿謄本又は現在（履歴）事項全部証明書（法人のみ）	コピー でも可能
	身分（身元）証明書（個人のみ）	
3	希望業種を履行するために必要な資格、許可等を有することの証明書の写し	

※ 2の書類は、申請日において発行日から3ヶ月以内のものが有効です。
また、市税については豊橋市が納税状況を確認させていただきます。

5. 登録の有効期間

登録の有効期間は、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間です。
ただし、令和6年4月1日以降に登録をした場合は、その日から令和8年3月31日までとなります。

6. 登録内容の変更について

登録内容に変更があったときは、速やかに小規模修繕契約希望者登録変更届を提出してください。

7. 登録業者への発注について

登録された方への発注は、令和6年4月1日より、直接担当課から行います。

<問合せ先>

豊橋市財務部契約検査課
工事契約グループ
電話 51-2156